

設備投資を考えている皆さまへ

断熱窓ガラス導入のチャンスです!

産業競争力強化法

生産性向上設備投資促進税制

平成26年1月20日～平成28年3月31日

即時償却 または **税額控除3%**

平成28年4月1日～平成29年3月31日

特別償却25% または **税額控除2%**

設備投資の
チャンス!

新築ビル、窓を断熱窓ガラスに改修するビルのオーナー様、
施設管理者様で下記の項目に当てはまれば、税制の支援措置を受けるチャンスです。

- 省エネルギー・工場・施設等の建設を検討している。
- ビル・工場・施設等の省エネを検討している。
- 窓の結露を低減させたい。

断熱窓ガラスの設備投資に対して、即時償却または3%の税額控除が適用出来る税制措置です。

平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法(平成25年法律第98号)」において、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)に盛り込まれた施策を確実に実行するため、事業の発展段階に合わせた様々な支援措置が講じられました。

その支援措置の一つとなる「生産性向上設備投資促進税制」では、一定の要件を満たした「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を事業者が取得し、事業の用に供した場合には、即時償却又は税額控除を受けることができることとされています。

この中で、「先端設備」として断熱窓も税制の支援措置の対象となりました。

その具体的な内容と申請までの流れは以下のようになっています。

税制の支援措置の概要と対象製品について

1 適用を受けることができる方

- 対象設備を取得し、その1年以内に事業の用に供した個人および法人である御施主様で、青色申告書を提出された方です。

2 税制の支援措置の内容

※税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の20%が上限です。

平成26年1月20日～平成28年3月31日

即時償却または 税額控除3%

平成28年4月1日～平成29年3月31日

特別償却25% または 税額控除2%

3 適用対象となる断熱窓ガラス製品の要件

※対象製品は以下の要件を満たした製品があらかじめ板硝子協会に登録されています。板硝子協会のホームページでご確認ください。
なお「事業の用に直接供される減価償却資産」のみが対象であり、住宅用途は対象外となります。

最新モデル

- 14年以内に販売が開始されたもので、それぞれのガラス製造事業者の製造する最も新しいモデル。または、旧モデルであっても販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度のモデル。

生産性向上

- 性能評価が以下のいずれかに該当する製品であり、旧モデル比で年平均1%以上性能が向上されたものであること。[η (イータ)値=日射熱取得率]
 - ・ Low-E複層ガラスのうち、日射取得型(η 値: 0.50以上)または日射遮蔽型(η 値: 0.49以下)
 - ・ Low-E真空ガラスのうち、日射取得型(η 値: 0.50以上)または日射遮蔽型(η 値: 0.49以下)
 - ・ 現場施工型後付けLow-E複層ガラスのうち、日射取得型(η 値: 0.50以上)または日射遮蔽型(η 値: 0.49以下)
 - ・ アタッチメント付Low-E複層ガラスのうち、日射取得型(η 値: 0.50以上)または日射遮蔽型(η 値: 0.49以下)

4 適用対象となる取得価額の要件

最低取得価額

- 最低取得価額が一式120万円以上(消費税含まず)であること。

※詳しくは所轄の税務署にご確認ください。

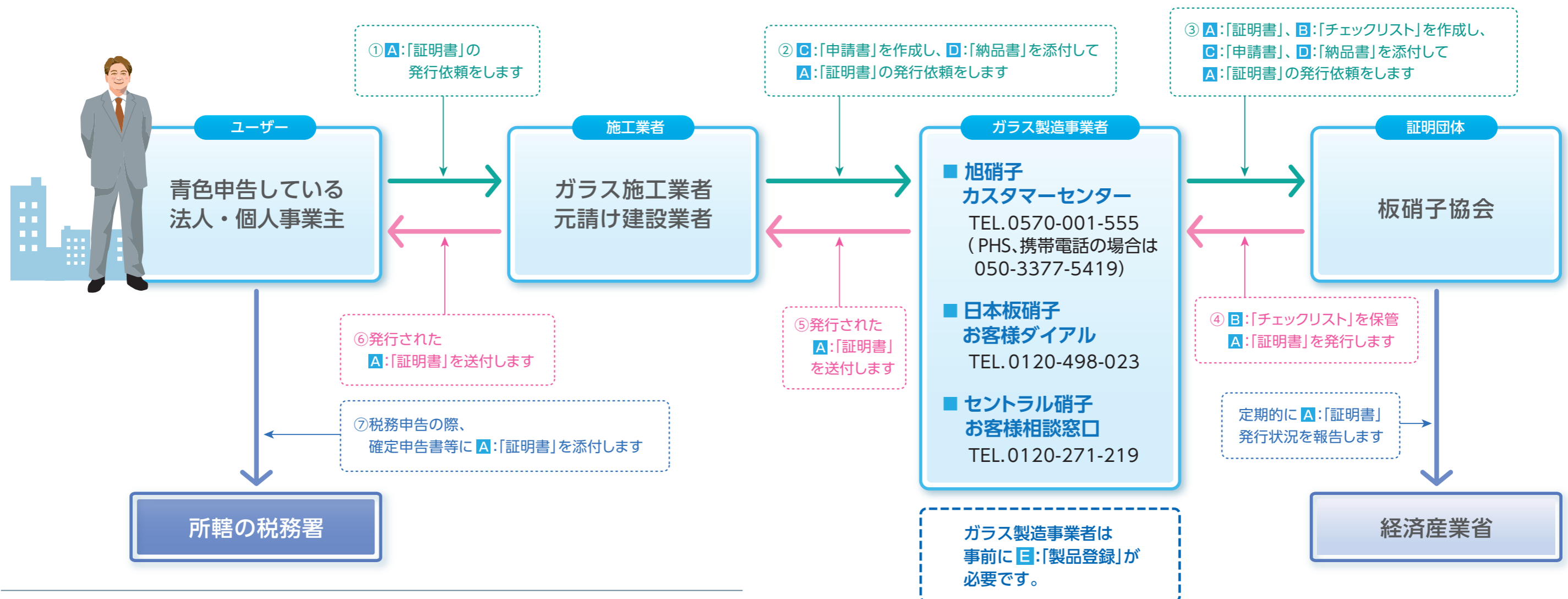
税務申告までの流れ

詳しくは板硝子協会「エコガラス」ホームページの『生産性向上設備投資促進税制』の紹介ページ
<http://www.ecoglass.jp/seisanseikojo/> をご参照ください。



※法人・個人事業主の建物の断熱窓ガラス製品が「生産性向上設備投資促進税制」の対象になるのか？また、こういった製品にすれば対象となるのか？窓ガラスを納入する「ガラス施工業者」「元請け建設業者」、あるいは、「ガラス製造事業者」等にご相談ください。

発行の手続き



※断熱窓ガラス以外の設備については、経済産業省のホームページにある工業会等リストをご確認いただき、それぞれの証明書発行団体にお問い合わせをお願いいたします。

申請書類一覧

書類名	記載者
A 産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書	ガラス製造事業者
B チェックリスト	
C 生産性向上設備投資促進税制申請書	施工業者
D 納品書	ガラス製造事業者発行のもの
E 生産性向上設備投資促進税制証明団体指定製品登録	ガラス製造事業者

- 各書類の詳細はWebを御覧ください。
<http://www.ecoglass.jp/seisanseikojo/>
- 原紙はホームページからダウンロードしてお使いください。
- 記入例はホームページでもご覧いただけます。

記入例

C 生産性向上設備投資促進税制申請書

施工業者が作成し、ガラス製造事業者に提出します。

C 記載例

平成 年 月 日

宛
(製造業事業者/輸入事業者)

生産性向上設備投資促進税制申請書

設備の種類	建物
設備の用途又は種目	断熱窓

設備の名称	「サンバランス ビュアクリア E」
納入数量	〇〇(m)
当該設備の経年 ガラスメーカー出荷年月	平成〇〇年〇月
納入年月	平成〇〇年〇月
設置場所 (事業所名)	〇〇ビル 窓改修工事
(所在地)	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇番 〇号
工事の種類	・新築 <input type="radio"/> ・リフォーム <input checked="" type="radio"/>

事業者名	〇〇ガラス工事株式会社
住所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇番 〇号
代表者氏名 (役職)	社長
(氏名)	〇〇 〇〇
ガラス施工技能士番号 (職)	1級
(番号)	第12-050-04-1234

● 添付書類 …… 納品書、出荷証明書等

ガラス製造事業者各社の製品の名称をバリエーションまで含めて正確に記入

ガラスメーカーからの出荷年月を記入
(月がまたがる場合は 〇年〇月～△年△月と記入)

ユーザーに製品を引き渡した年月を記入
(月がまたがる場合は 最終納入月を記入)

社長もしくはそれに準ずる責任者

「建物」は固定

「断熱窓」は固定

ガラスメーカー作成の「出荷報告書」に記載されている数字(小数点以下も含む)を記入

「新築」または「リフォーム」のいずれかを○で囲む

ガラス施工技能士番号を有している場合は記入

ガラス製造事業者から発行される納品書を添付金額部分は目隠し可、コピーで可

記入例

**A 産業競争力強化法の実産性
向上設備等のうち先端設備
に係る仕様等証明書**

ガラス製造事業者が作成し、板硝子協会に提出します。
板硝子協会を確認、証明後にガラス製造事業者、施工業
者を通してユーザーに届けられます。

記入例

B チェックリスト

ガラス製造事業者が作成し、板硝子協会に提出します。

B 記載例

(様式2)

- ①下記②③以外の場合 → チェックリスト①を使用
- ②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置（中小企業等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 → チェックリスト②を使用
- ③当該設備がソフトウェア（中小企業等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 → チェックリスト③を使用

【チェックリスト①】

該 当	要件	製造業者記入欄		証明者 チェック欄
		1. 該当	2. 非該当	
「最新モデル」に該当するか	下記の(U)又は(I)のいずれかに該当。 (U)当該設備は、取得等をする年度から起算して、一定期間(※1)以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。 (I)当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。	1. 該当	2. 非該当	
「生産性向上」に該当するか	当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。	1. 該当	2. 非該当	
先端設備の当否		1. 該当	2. 非該当	

(※1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：4年、器具備品：6年並びに建物及び建物附属設備：14年とする。
(※2) 当該設備が器具備品のうちサーバー用の電子計算機である場合には、中小企業等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行うものを除く。）が取得又は製作をするもののみが対象となる。

A 記載例

(様式1)

板硝子協会指定用紙	
整理番号	号
<input checked="" type="checkbox"/> ① 下記②③以外の場合 <input type="checkbox"/> ② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置である場合 <input type="checkbox"/> ③ 当該設備がソフトウェアである場合	
産業競争力強化法の実産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等	
設備の種類	建物
設備の用途又は細目	断熱窓
当該設備の概要	設備の名称 サンバランス ビュアクリア 設備型式 2012年 納入数量 500㎡ 納入年月 平成26年2月 設置場所 (事業所名)板硝子協会改修工 (所在地)東京都港区高輪1丁目3番13号
該当要件	①「最新モデル」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア組込型機械装置（中小企業等が取得又は製作をするものに限る。）である場合は、「一代前モデル」でも可。 ②「生産性向上」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア（中小企業等が取得又は製作をするものに限る。）である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。
先端設備の当否	1. 該当 2. 非該当

区分計上が必要

「証明団体指定製品登録」の「製品名称等」を記入

「証明団体指定製品登録」の「当該製品の販売開始年度」を記入

「生産性向上設備投資促進税制申請書」の「納入年月」欄に記載された年月を記入する

「証明団体指定製品登録」の「製造事業者/輸入事業者名」と一致すること

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制（中小企業等におお象設備の要件とされる産業競争力強化法の実産性向上設備の要件）を満たしていることを証明するものです。当該が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から用供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは <http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku>

「証明団体指定製品登録」の「仕様別名称等」を記入

「証明団体指定製品登録」の「当該製品の販売開始年度」を記入

申請製品に複数のU値が存在する場合、最も値が高いU値を記載

$\left\{ \left(\frac{1}{1.5} - \frac{1}{5.9} \right) \div \frac{1}{5.9} \right\} \div 30$ 年

詳しくは、経済産業省のホームページを御覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

このパンフレットに関するお問い合わせは下記までお願い致します。

板硝子協会

〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF高輪ビル4階 TEL.03-6450-3926 FAX.03-6450-3928